

大橋川改修に関する環境検討委員会規約

(総則)

第1条 本規約は、「大橋川改修に関する環境検討委員会」（以下「委員会」という）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本委員会は、大橋川改修計画（大橋川改修の具体的内容）が、汽水域である大橋川及び中海・宍道湖の水環境や動植物の生息・生育環境に与える影響について、科学的データと専門知識に基づいた客観的な評価を実施するための技術的助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表1の15名の委員をもって構成する。なお、委員会には、別表2のオブザーバーを置く。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選任する。
- 3 委員長は委員会を統括する。

(技術的助言)

第4条 委員会は、大橋川改修に関する環境調査の手続きに係る事項のうち、以下の事項について、技術的助言を行うものとする。

- (ア) 調査項目、調査手法に関する事項
- (イ) 予測とその結果の評価に関する事項
- (ウ) その他、環境調査の実施に必要な事項で事務所長の要請を受けた場合

(委員会の成立)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員の代理出席は、原則として認めない。

(情報公開)

第6条 委員会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開の方法については委員会で定める。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会で定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、国土交通省出雲河川事務所に置く。

(附則) 本規約は、平成17年 1月26日より適用する。

【大橋川改修に関する環境検討委員会委員名簿】

氏 名	所 属	専門分野
相崎守弘	島根大学生物資源科学部教授	水 質
岡田昭明	鳥取大学地域学部長	地 質 学
國井秀伸	島根大学汽水域研究センター長	植 物
越川敏樹	島根野生生物研究会	魚 類
佐藤仁志	島根野生生物研究会	鳥 類
島谷幸宏	九州大学大学院工学研究院教授	河 川 生 態
清家 泰	島根大学総合理工学部 物質科学科助教授	水 質
高安克己	島根大学副学長	環 境 地 質
竹中 稔	日本野鳥の会鳥取県支部理事	鳥 類
田中宏明	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター教授	水 質
鶴崎展巨	鳥取大学地域学部地域環境学科教授	動 物 学
中村幹雄	NPO島根県在来魚保護協会専務理事	魚 介 類
福岡捷二	中央大学研究開発機構教授	河 川 工 学
細井由彦	鳥取大学工学部 社会開発システム工学科教授	水 質
道上正規	鳥取大学名誉教授	河 川 工 学

敬称略五十音順

【オブザーバー】

○鳥取県

○島根県

○国土交通省国土技術政策総合研究所
環境研究部河川環境研究室

委員会の運営及び情報公開の方法について（案）

（委員会の運営）

- 1) 委員会は原則として公開の場で開催する。
- 2) オブザーバーは、委員長の要請により説明や回答を行うことができる。
- 3) 傍聴者は、委員会で発言を行うことはできない。
- ~~4) ビデオ・カメラ等の撮影は委員会の冒頭のみとする。~~

（委員会資料の情報公開について）

- 1) 委員会資料及び議事要旨については、国土交通省出雲河川事務所のホームページにて公開するとともに、別紙の閲覧場所にて閲覧する。
- 2) 貴重種の生息・生育場所が特定できる資料は非公開とする。
- 3) 資料については、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらす恐れがある場合には、委員会の了解を得て内容の一部若しくは全部を非公開とするものとする。

以上

閲覧場所

- 鳥取県庁 : 河川課
: 環境立県推進課
- 鳥取県西部総合事務所 : 県民局 県民課
: 生活環境局 環境・循環推進課
- 島根県庁 : 斐伊川神戸川対策課
- 米子市役所 : 環境政策課
- 境港市役所 : 環境防災課
- 松江市役所 : 大橋川治水事業推進課
(宍道、玉湯、美保関、八束支所においても閲覧可能)
- 出雲市役所 : 建設企画課
(平田支所においても閲覧可能)
- 安来市役所 : 都市開発課
- 斐川町役場 : 国県事業推進課
- 東出雲町役場 : 産業建設課
- 大橋川コミュニティーセンター : 松江市向島町 134-1
- 国土交通省出雲河川事務所 : 総務課